

岩手県告示第374号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年4月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成22年3月26日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 石川店装株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区卸町2番18号
    - ウ 代表者の氏名 石川錦哉
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第6117号
  - (3) 処分の内容 内装仕上工業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年3月25日付けで内装仕上工業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成22年3月31日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 芳田工務店
    - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町沼宮内大字第12地割64番地2
    - ウ 代表者の氏名 芳田久之丞
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第9217号
  - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年3月29日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。